

令和4年第5回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年5月20日
13時30分～15時

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和4年5月20日「令和4年第5回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 田辺 賢司、
主任主事 楨田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4 議案第26号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5 議案第27号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第6 議案第28号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

ございます。さらに規模拡大をしたいという趣旨でございまして、申請された農地については、見に行きましたところ、きれいに耕作されています。問題はないと思っています。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■■さんの農家世帯として、■■■■さん、妻の■■さん、お父様の■■さん、お母様の■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況についてですが、■さんの農業経験年数は33年、農業従事日数は350日、妻の■■さんは農業経験年数は33年、農業従事日数は330日、お父様の■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は250日、お母様の■■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は250日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は田んぼが■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、取り決めに従い支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がありますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 昨日、2班で現地調査をしましてまいりました。写真にありますように、ちょっと奥のほうなんでけれども、農地として適正に耕作されておりましたので、特に問題はありません。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号8、申請地は、中河内字■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■■■、譲受人は、上河内■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利の種類については、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真につきましては、資料2-1でございます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 ■■さんは、高齢のため、なかなか作業ができなくなったということで、■■さんが譲り受けたということで、■■さんの息子さんも一緒に農業をして、立派にやっぴらっしゃるので、何の問題もないと思います。

【議 長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■さん、妻の■■さん、長男の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況ですが、■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は300日、妻の■■さんの農業経験年数は45年、農業従事日数は200日、長男の■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は250日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は田んぼが■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、周辺地域の営農を阻害する要因はない旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

■■さんも世帯員として登録があるということです。農業への従事状況ですが、■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は250日、妻の■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は200日、弟の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は200日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は■■■■■平米で、田んぼはなし、畑が■■■■■平米です。下限面積である30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック等を所有しております。機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 こちらも、若干草が生えていたんですが、適正に耕作がされている状況と思われます。特に問題はありません。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号5、申請地は、本郷字■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、小田原市飯田岡■■■■■■■■■、株式会社■■■、代表取締役■■■■■、譲渡人は、中新田■■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、資材置場、権利の種類

は、賃借権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料4-1から資料4-5をご覧ください。資料につきましては、案内図のほかに、現地の写真、開発区域図、土地利用計画図、断面図、公図をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 ここも先日回ってきまして、現状、隣の田んぼのほうに暗渠がありましたので、場所的には水はけがあまりよくないところですから、ここを資材置場で使っていただくときに、先日、印をもらいに来たときに言いましたが、排水のほう、くれぐれも十分やっていただきたいことと、近年、異常気象の影響で、オーバーフローとか、結構水がたくさん出ますので、そのときにちゃんと処理ができるような形で土留めをちょっと田んぼを上げるとか、その辺を検討しておいていただきたいということは伝えました。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、小田原市にございます株式会社■■■が、県央地区での仕事量の増に伴い、現在使用している綾瀬市上土棚北にある置場が、数年前から地主より移転してほしいとの要望があり、移転場所を探していましたが、要望に合う物件が少なくて困っていたところ、当申請地の紹介を受けたとのことです。また、県央地区での仕事が多く、海老名はもちろん、県央、藤沢、厚木、平塚と、申請地の場所は仕事の効率化が大変よくなるので、今回の申請に至りました。

資料4-1の中段をご覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準は、第3種農地になります。これは、南側の市道に上水道管と下水道管が埋設され、500メートル以内に■■■■■■クリニックと■■■■■■■■■■■■■■■■クリニックがあることから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料4-3、土地利用計画図をご覧ください。図は、右側が北を指しております。申請地の南側に出入口を設置してありまして、敷地内は砂利敷き舗装とし、普通車2台、大型車3台の駐車場を整備いたしております。被害防除措置につきましては、隣接農地、または道路に排水及び砂利等で支障を及ぼさないようにし、出入口以外はコンクリートブロックなどで囲い、隣地に流出しないようにする計画となっております。ま

た、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。市のまちづくり条例に基づく協議も手続中とのことから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われる。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 写真のとおり、農地として適正に管理されている水田です。なお、北側の水田の排水については、側溝もしくはパイプなどで予定されるということで、所有者の方は了解をしているということです。本物件の水田の暗渠の排水ですが、北側、西側との水田との関わりがある場合に、別の方法で排水し直すことが必要と考えられます。今のところ特にこれでやるということが考えられていないということです。資材置場として砂利敷きを行いますので、雑草対策も含めて、許可の折には事務局から伝えていただければと思います。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

【19番委員】 先ほどの排水の件が20番委員からあったんですけれども、この図面を見る限り、まず、平面図から考えますと、周りはコンクリートブロック3段積みで、天端の高さがFH10.10、それに対して、グラウンドフォーメーション、地盤高が10.10というふうになっています。ということは、この土地はレベルであると、平らであると。雨が降った場合にこの水はどこへ流れるかという問題なんですけれども、浸透トレンチの集水ますの高さの明示がないので、レベルと考えると、完全にこれは田んぼのほうに水が流れていってしまうのではないかという懸念があります。ですから、できればコンクリートブロックを本来のグラウンドフォーメーションの10.10から10センチほど上げて周りを囲っていかないと、この敷地内の排水はオーバーフローするのではないかというふうに私は感じているんですけれども、どうでしょうか。

【主任主事】 この件について、代理人の方に確認しましたところ、排水についてはどこでやっているか、埋まっているだろうというところで、掘ってみないと分からないというところもありまして、排水については、来週の月曜日

に、県の方と近隣の方で、北側にいる■■さんのところにお話を伺いにいきまして、実際、現場を見まして、詳細を伺いにいくところでありまして、排水については代理人の方はそこまで把握していない状況でございます。

【19番委員】 排水の件ではなくて、ここの造成の件なんです。造成の高さなんです。造成の高さが、土留めのコンクリートブロックと高さが同一なんです。同一ならばどうなるかという、これは締め固めちゃいますので、雨水がたくさん降ると、雨水は流れるところがないので、レベルなので、当然ブロックを超えて隣の■■さんのほうに水が流れてしまう。ここは残土も置く場所も決まっていますし、いろいろな資材を置くようになると、浸透トレンチ側のほうに水が流れないのではないかという懸念があるんですよ。だから、このコンクリートブロックを最低でも、今の造成した地盤よりも10センチは上げてオーバーフローしないようにしてほしいというのが私の考えなんですけれども。

【主任主事】 分かりました。この件については、週明けに代理人の方を含めて協議していきたいと思っておりますので。

【事務局長】 委員のご質問は、図面上、水勾配になっていないのではないかと捉えるということですね。そこも含めて、もう1回確認をさせていただきます。

先ほどの北側からの排水を含めてなんですけれども、県のほうに確認して、県のほうで、少し猶予いただけるような、そんな話になっておりますので、現段階では、周辺の地権者もオーケーしていますし、必要な対策は業者はやるというふうに言っていますので、その部分に関しては、あした、また調べますけれども、今日審議いただく段階では、進めていただけるという前提でやっていただければと思います。

【議長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方。

【2番委員】 資料4-3をちょっと見ていただいて、土地利用計画図ですけれども、その中で、ちょうど南側のほうに、図面左側のほうに、U字溝の水路がありますが、この隣地の境界が、水路からさらに北側のほう、敷地側の

ほうにまで、水路の土上げ敷きとして残っているんですね。水路は現況の道路よりも随分低くなります。そんなふうな状況からすると、のりの部分が雑草が生えるのではないかというおそれがあるので、この辺のところの管理がしやすいように、施工者のほうで整備していただく必要があるのではないかということ、きのう、たまたま、現地の調査班の一員として参加いたしまして、そのように感じましたので、地元がこういったところの管理がしやすいように、そういった指導をしていただきたいということをお願いしておきます。

【主任主事】 こちらの南側の雑草については、株式会社■■■のほうで管理していきますと確認が取れております。

【事務局長】 私のほうから補足を。今、2番委員のほうから質疑があったのは、4-3の図面を右側を縦にしてご覧になっていただくと、東側の2401-1というのが、今、資材置場になっていまして、その資材置場の南西の角のところ、数字が8.61だか9.61だか、小さく書いてある、この辺の小さい長方形があると思うのですけれども、このところが水路と、それから、資材置場の間がなぜか空いていまして、そこに草が生えていると、それと同じになっては困るよという、ここにも残地でもないのですけれども、土地利用するところと水路の間が若干長い、22.06という数字が入っているあたりで、長い短冊に空いている、このところに雑草が生えたら、結局は地域が管理しなければいけない可能性があるから、ここは■■■さんで管理するように、そういう確認を現地調査班からいただいたので、きのう、事務局から、■■■に確認してやりますよという話になりましたということでございます。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

【3番委員】 周りの耕作者は全部オーケーしているわけですね。それと、あと1つ、口頭ではなくて、書面でもちゃんと入っているんですかね。

【主任主事】 書面はあります。

【3番委員】 それなら問題ないと思うんですけどね。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、本郷■■■■■■■■■■、学校法人■■■■■■■■■■、理事長■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所有権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料5-1から資料5-7をご覧ください。資料につきましては、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画図、構造図、雨水浸透施設計算書、公図の写しをお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 この案件につきまして、先日、代理人の方が来られまして説明を受けました。学校法人■■■■■■■■■■の駐車場の不足、幼稚園の行事等が大変多く、開催するときには近隣の会社の駐車場などを借りて対応してきました。しかし、慢性的な駐車場不足だそうでありました。また、隣接している畑を購入して、現在ある駐車場と一体にするという計画でございます。現駐車場の2分の1の面積以内なら転用可能であると、1回限りと聞いております。隣接する農地の日照等の問題もなく、排水対策もしっかりと計画されて、特段問題ないと思われます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらは、本郷■■■■■■■■■■、学校法人■■■■■■■■■■、理事長■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■の駐車場を拡張するための転用申請となります。■■■■■■■■■■は、最寄りの公共交通機関の便が悪く、通園バスを利用する園児もいますが、父兄の車両での通園が大半を占め、現在使用している

父兄用の駐車場、こちら、31台ですが、こちらが飽和状態となり、路上駐車などで近隣住民の方々へ迷惑をかけている状況とのことです。また、行事の際には、近隣企業等の駐車場へ一時使用を依頼している状況とのことです。そのため、現在使用している駐車場に隣接していることから、防犯管理の面で優れており、近隣に住宅が少なく、車両の出入り等の騒音等で迷惑をかけることもない、当該用地を購入し、父兄用駐車場として利用を図る目的で今回申請されました。

資料5-1の中央の農地区分をご覧ください。今回の申請地の農地の立地基準ですが、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内における土地で、甲種農地、第3種、第2種農地の要件はなく、第1種農地になります。第1種農地は農地転用が原則不許可となる立地区分ではありますが、東側隣地は平成15年に■■■■■■■■の駐車場として転用されており、既存の施設の拡張であれば、現在の駐車場の2分の1を超えない面積まで、今回の拡張の場合ですが、441平方メートルまで転用は可能となります。ただし、拡張できるのは1回のみとなっております。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地の南側に出入口を設置いたしまして、施設内は砂利敷きとしまして、普通車16台の駐車場を整備いたします。雨水につきましては、雨水浸透ますや雨水トレンチを設置いたしまして、施設内浸透処理とする計画となっております。また、周囲につきましては、申請地の北側は畑、東側は駐車場、南側は道路、西側は資材置場となっております。北側、西側との境界は、コンクリートブロック擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。また、フェンスを設置し、ごみ等の飛散を防止します。南側はアスファルト舗装にて土砂の崩壊、流出を防ぎます。

以上のことから転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 農地として適正に管理されておりました。今回の所有権の移転によって、残った農地は、農地以外に囲まれてしまうこととなりますが、排水、その他の出入口の関係等、支障はないと思われれます。

続きまして、議案書 8 ページ、受付番号 4 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 4 番、被相続人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■、相続開始年月日は、令和 3 年 8 月 2 1 日、申請人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■、特例農地等の明細でございますが、社家■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■平米になります。これらの農地につきましても、5 月 1 0 日に事務局で現地を確認し、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。この案件につきましては特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号 4 について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 4 について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。
次に、議案書 9 ページ、日程第 4、議案第 2 6 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。
受付番号 5 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 5、被相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 3 1 年 4 月 2 7 日から令和 4 年 5 月 2 0 日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおり、合計、■■■■■平米でございます。事務局で現地調査をしましたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号 5 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書10ページから11ページの受付番号6ですが、11番委員が申請者本人として、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当しますので、受付番号6の審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(11番委員 退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、被相続人は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年5月23日から令和4年5月20日までです。特例農地等の明細ですが、杉久保字■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりでございます。合計、■■■■■■■■平米でございます。事務局で5月10日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号6について、採決

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書16ページ、日程第6、議案第28号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号26ですが、3番委員が借り手として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号26の審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩）

（3番委員 退席）

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

受付番号26、借り手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、中河内■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年6月1日から令和5年12月31日までの2年間です。こちら、農振農用地域内3件、農業振興地域内1件の新規の計画となります。この案件につきまして、5月10日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法的要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号26について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号26について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(3番委員 着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号27について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号27、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、施設園芸、貸し借りの期間は、令和4年6月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農振農用地域内1件の新規の計画となります。この案件につきまして、5月10日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法的要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号27について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号27について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号28ですが、お諮りいたします。

受付番号28から、議案書17ページ、受付番号30までは、借り手が同じ方でございます。よって、3つの計画案について、説明、質疑、意見、採決について一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

借り手の■■■■さんは新規就農者で、本日、本人をお呼びしております。審議に入る前に、■■さんから、利用集積計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等があればお答えを願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

事務局から、■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 新しい委員の皆さんにとっては突然の展開かと思えますけれども、議案書にありますとおり、借り手の農地面積と書く欄があるのですけれども、受付番号28、29、30というのはゼロなんです。他市での営農の証明とかがあれば別なんですけれども、そういうのも特になくて、海老名でこれからやりたいという方につきましては、利用計画の審議をする前に、原則として、営農計画の説明をしていただくということになっております。どんな方がどんなふうに海老名で農業をやっていこうかというのを、あらかじめ知っておいていただいてから、利用計画の審議に移ったほうがいいんじゃないかということで、結構昔からやっていることのようにございます。

改めましてなんです、私の向かって右隣に座っていらっしゃるのが、使用貸借権の設定により、海老名市内で営農計画しております、現在、茅ヶ崎市にお住まいの■■■■さんでございます。お手元に、■■さんの営

農計画書、とじてある資料の一番最後、都合4枚にわたって、参考資料ということでついておりますので、それにつきまして、今から簡単にご説明していただく予定になっております。

その前に、自己紹介も含めて、よろしくお願ひいたします。

【議長】 それでは、■■■さん、簡潔に説明をお願いいたします。

【■■■■】 ■■■■と申します。よろしくお願ひいたします。

私、住まいは茅ヶ崎なんですけれども、このたび、ご縁があつて海老名市のほうで就農を希望させていただくに至りました。よろしくお願ひします。

営農計画書がお手元に行っていると思うんですけれども、神奈川県農業アカデミーのほうで1年勉強させていただいた後に、海老名市でお世話になることに決めまして、メインの作物としてゴマを考えております。ゴマを軸に、これから計画どおりにやっけていこうと思つています。なかなか、ゴマと言うと珍しいと思うんですけれども、それについても、やみくもにではなくて、三重県に九鬼という会社がありまして、このマーケティング部なのですが、栽培振興している人間が私の大学の同級生です。その紹介でゴマをつくろうと思ひました。その会社からバックアップも受けられる状況にありますので、大丈夫じゃないかと思つているんですけれども。

三重県は5年前は、ゴマの生産、ゴマは98.5%輸入なので、ゴマの取れ高は県外のところから去年で実績で全国2位まで上がつています。それはひとえに九鬼という会社が振興したおかげということで理解しています。一番は、絶対王者としては喜界島、島なので、害虫が飛んでこないということで、そこは有機をやっているらしく、国産の大体7割ぐらいがそこで取れるという話を聞いています。県外でも九鬼が振興を始めたということで、私もそれに乗つて、作目としてゴマを選ばせていただくに至りました。

海老名市については、全くご縁がないわけでもなくて、私、実はこの前までサラリーマンをやつていたんですけれども、希望退職を募られて、それに応募したんですが、職業は■■■という会社に17年間勤めていまし

た。海老名市に対して非常に認識があったという面もあって、今回、海老名市において就農を希望するに至りました。よろしく申し上げます。

【議長】 ■■さんからの説明が終わりました。皆様から質問がありましたら、遠慮なくしていただきたいと思います。どなたかございませんか。

【20番委員】 通いですか。

【■■■■】 通いです。大体片道40分ぐらいなので、通えるかなと思っておりません。

【12番委員】 1点ちょっとお聞きしたいんですけども、令和4年で年間の農業所得47万8,000円、1,600時間の労働時間でございまして、4年後には2,400時間で264万円の収入を得るというふうな目標でございまして、来年にしても100万円近くの収入を目標にしているんですけども、家族2人で奥さんも働いているということですが、生活するには余裕があると思うんですけども、もう少し1,600時間の間に余裕時間があるのではないかと思います。そうした点で、近隣農家なりに、市のあっせん等で、農家が臨時雇用したいとか、そういった面があるときには、援農という形で働いても、いろいろな農家の実際の苦勞を知るわけで、いいんじゃないかと思っていますので、どのような点でまたかなりの時間が1,600時間の余裕時間のある中で働いてみたらいかがですかというふうな希望なんですけれども。

【■■■■】 おっしゃるとおりで、時間は、やってみたことがないというのもあって、はったりぎみに進んでいるんですけども、ぜひご機会をいただければそういうチャンスも物にしたいと思っています。農家さんでどういうふうな実作業をされているかということは非常にためになりますので、そういう機会があれば、ぜひご紹介いただきたく、よろしく申し上げます。

【2番委員】 経営面積の関係ですが、今回の申請の関係先もそうですけれども、当面40アールということで、令和8年目標で420アールという目標、10倍を超える面積の計画ですが、見込みとして、海老名市内で借りるなり取得するなりされて、このめどというのは、海老名市内で確保していこうということですか。

【■■■■】 今のところはそう考えております。ゴマ自体は、作目自体は弱い作目

ではないので、水田跡地とかも行く行くは視野に入れたいなと思っています。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

ちょっと私からお聞きしたいんですけども、この中で、小麦とか、大豆とかがあるわけなんですけど、例えば令和8年で小麦が90アールですか、これは機械とか何かは。

【■■■■】 今のところは元手は不如意なんですけれども、積極的に増やしていきたいと考えています。どちらかという、そういう方面で拡大していきたいと思っています。あくまでも人を雇用するというのは、責任的に、今の段階で、計画書においてもうたえないなという考えで、機械化のほうにシフトしています。

【議長】 90アールを、今の段階で機械がないわけですよね。あと4年でそれができるのかなとちょっと不安に思うんですけども。

【■■■■】 主に金銭面で、ちょっとまだ先が見えていないので、私も二の足を踏んでいる部分があるんですけども、もちろん今の段階で、借入金等は考えていません。ただ、先行きが見えた段階で、思い切って借入れも、政策金融公庫のほうなどに図って行って、拡大する機会が捉えられれば、それはやっていきたいと思っています。機会もいろいろいただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

【議長】 ほかに何かございますでしょうか。

【3番委員】 私は不勉強なんですけど、ゴマについての現状というか、ゴマというのは、どういうふうに通じて、日本国内において、キロどのぐらいで売買されているのか。勉強のために細かいことを聞きたいんですけども。

【■■■■】 ゴマについては、各ゴマ油のメーカーがゴマ油を出しているんですけども、ほとんどゴマ油用になります。ゴマはつくったものについては。各社ゴマ油の仕入れ先は、95%以上は輸入なんですけれども、輸入先の大きなところとしてはアフリカ、ミャンマーを含むアジア、あと南米ですね。比較的貧しい国が多いので、恐らくは、現場を見ていないので分からないんですけども、大規模プランテーション農場でやっている作目だと思います。先ほど申し上げましたように、国内の九鬼というメーカーが国

産化に向けて動き出して、今、ゴマの買取価格がキロ2,000円です。国産のゴマで。1トンで大体、飼料では70キロ、実は先進農家さんで修行するつもりなんです、そこで聞いたところでは90ぐらいということなので、1反で大体14万から16万ぐらいになるという計算なので、もちろん面積も求めていかなければいけないと思うんですけども、去年、アカデミーさんで栽培させてもらったりしたんですが、比較的手はかからないかなというふうな感じは受けています。

【3番委員】 最終的には210アール、2町1反借りるという計画なんだけれども、なかなかちょっと無謀だなという感じがするので、2人でやるにはちょっと大変かなと思いますけれども。分かりました。

【20番委員】 消毒というのはやっぱりするんでしょうか。

【■■■■】 はい。

【20番委員】 虫関係。

【■■■■】 虫ですね。最大の害虫はオオタバコガとカメムシ。

【20番委員】 機械というか、しょって。

【■■■■】 今のところ背負い動噴を手に入れたので、背負い動噴でやろうと思っていますけれども、面積に至っては背負い動噴では間に合わない、そのときにはセット動噴を何とかならないかなというふうに考えています。今のところめどがたっているわけじゃないんです。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑も出尽くしたようですので、ここら辺で■■さんには退席をしていただき、ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号28から30について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号28から30は借り手が同一のため、住所等の説明は、受付番号28以降、議案書のとおりとさせていただきます。

しており、特に問題ないと思われます。

こちら、一括して説明させていただきました。

【議長】 それでは、受付番号28から30について、一括して質疑のある方。

【20番委員】 先ほどの話の中で、周辺に住宅とかはあるんですか。近場に。要は、本郷のうちの近くにもいるんですが、畑がすぐそばにあって、消毒をやると、風向きによって、家のほうに来たりとか、洗濯物ににおいがついたりとかすることをよく聞いたことがあるので、その辺で、家が近くにあたりとかするのであれば、その辺のことをちゃんと明記しておいてもらえればと思います。

【主幹兼係長】 今、地図の資料がないので、皆様にお見せすることはできないんですけども、本郷地区でもともと全部ここは畑として適正に管理されているところですので、今までの畑としての管理と同じであれば、ほとんど問題はないと思われます。先ほどゴマのお話の中で消毒があるというようなことがありましたので、そういったことが周りにどのような影響を及ぼすかにつきましては、こちらのほうで確認しまして、洗濯物とか、そういったものに迷惑がかからないようにするよう耕作者に伝えしておきます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【17番委員】 この4筆は隣接している畑なんですか。

【主幹兼係長】 ■■■■さんのところは隣接しています。あとの■■■■■と■■■
■■■というところも近しいところということですね。■■■さんに確認をしたほうがいいのかもしいですね。

【12番委員】 耕作地、■■■さんの借用予定地のところの場所ですけれども、2か所に分かれています。

【主幹兼係長】 ■■■■さんのところと■■■■■さんのところが1個隣接してまして、本郷の■■■■■のところから入った居酒屋さんの裏をL字にこのお2方が持って、そこが1か所、もう1か所が■■■さんの名義で、12番委員さんのお宅のすぐ南側のところが1か所という感じになっていて、その2か所の予定になっています。

【17番委員】 ということは、2か所に分かれているということ。

【主幹兼係長】 そうですね。

■、持分■分の■、ほか■名、権利を取得した日は、令和3年9月6日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、ありとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米、■筆、議案書のとおりです。今回は、あっせん希望がありましたので、5月10日、事務局で現地を確認してまいりました。申請地は管理されておりました。

こちらですけれども、今日、別添でお配りした1枚もののA4の議案書18ページと書いてあるものに、この案内図、申請地、中河内字■■■■■■■■■■という1枚ものがありますが、これが現地の地図になっております。これが現地の案内図なのですけれども、こちら、現在のところは管理をされております。申請者からは、遠縁の者が申請地の近所に住んでいられて、ご自身でやっていたかは不明だけれども、以前はその方を通じて耕作をしていたようであると、しかし、そのご親戚も亡くなってしまい、親戚のお連れ合いなどに確認をすると、もう耕作はしない予定だと伺っているそうです。現在は管理されていた形跡があるんですけれども、今後は分からないということから、農業委員会のほうにあっせん依頼が来ております。委員会の委員で、どなたか耕作できる方に心当たりがあった場合には、事務局へご連絡いただくようお願いいたします。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、届出については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書19ページから22ページ、農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

19ページから20ページの農地法第4条の受付番号8から13、21ページの22ページの農地法第5条の受付番号18から22、合わせて11件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 それでは、農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書19ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものです。受付番号8から13の6件で、田、0平米、畑、1,489.32平米、合計、1,489.32平米です。

続きまして、議案書21ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間に届出がされたものです。受付番号18から22までの5件で、田、141平米、畑、1,302.52平米、合計、1,443.52平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。

【19番委員】 届出ですけれども、工事をして構わないんですか。

【事務局長】 届出というのは、市街化区域内の農地については、転用の許可がなくても、農業委員会に届け出れば、届出の瞬間から転用の効力が出るということです。ご質問の後段の始めていいのかというのは、あらかじめ届け出ることになっていきますので、届け出る前に工事をしては駄目です。

ついでなのでご説明させていただくと、何で市街化は届出で済むのかという話なんですけれども、市街化区域なので、もともと市街地的な利用をするエリアになっているから、そこまで県知事の許可をもらうのかというのが法の趣旨になっていまして、ただ、自由に畑をお店にしたりとか、家を建てて、それでいいのという話になってくれば、やっぱり困るので、そこはあらかじめ農業委員会に届け出て、届出の中で、周辺にまだ農地があったりする場合は、農地に迷惑をかけませんと書く欄がありますので、そこも含めて届け出ていただく。また、その届出は正副2通同じものを書い

て出します。副のほうに奥書証明といって、会長の名前と印を押して、これが届け出た証ですよということでお渡ししています。それがないと登記簿の地目を農地からそれ以外のもの書き換えられない、要するにあらかじめ農業委員会に届出しましたと、なので雑種地にしますとか、そういったふうに登記簿を書き換えさせてくださいと登記官に持っていくときにそれが必要になってくるということです。その届出が議案書でいくと一番右側の日にあって、もう出しましたよということなので、最近はないんですが、中には、届出の手続きをただけで、畑から別の用途に変えたがそのまま登記していない、地目を変えていないというものもあるんですけど、基本的には届出で変えられるというふうにご理解ください。ただ、生産緑地は別の縛りがありますので、簡単に変えられないというのがあります。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 一番最初の審議のとき、田んぼの中に地役権が設定されているのがあったんですよ。一番最初のときに、中河内ですか、資料1-1の公図のところ、東電線の地役権だと思うんですが、田んぼの中に斜めに入っている線がありますよね。地役権というのは農地の場合、どういう制約を受けるのでしょうか。普通、住宅地ですと、高度、高さとか、そういった問題は制約は受けるんですが、農地の場合はあまり制約というものはないのでしょうか。

【事務局長】 前の委員からも同じ質問がありました。結論からいくと、東京電力のほうについては特に問題ないということになります。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ないです。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。長時間、ありがとうございました。